

かわにしファミリーサポートセンター
入会のご案内



～ 笑顔 イキイキ ～

かわにしファミリーサポートセンター

は じ め に

核家族化や都市化そして、女性の社会進出が進む今、子育て中の親子が孤立化し、子育てそのものに対する不安や悩みを抱えている人の姿が多くみられます。

かつては祖父母や親戚、隣近所の人がいろいろなかたちで子育てに関わり、支えてきてくれたことを地域の人々が関わっていくことによって、安心して子育てができる環境をつくりあげていくことを、かわにしファミリーサポートセンターは目指しています。

「困ったときに支えてほしい」「子どもが大好き」「若い人を支えてあげたい」そんな思いを持つ人がサポートを通して出会い、支えたり支えられたりする喜びを感じることで、大人も子どもも安心して豊かに暮らせていけるのではないのでしょうか。

子育て中に自分の時間がほしいときや、残業で保育所や小学校の迎えをお願いしたいときなど、経験豊かな地域の人々に助けられ、またいつかできるようになったときに自分も誰かを支えていく、そういうところから支援の輪が広がっていきます。

子育ての悩みや心配ごとを一人で抱え込まず、上手にサポートを利用してみませんか。また、自分のできるほんの少しのことからでも、サポートを始めてみませんか。そのことから新たな生きがいやつながりが生まれてくるのではないのでしょうか。

子ども達が多くの人々に大切に支えられ育つことができ、安心して子育てができる、そんな豊かな町づくりにつながっていくことを願っています。

かわにしファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートセンターは、「子育ての応援をしてほしい」「子育ての応援をしたい」という人が、依頼、協力、両方のいずれかの会員に登録し、互いに助け合いながら育児の相互援助活動を地域において会員間で行う組織です。

1. 会員の条件

相互援助活動を行うには、会員として登録していただきます。

援助活動に関し、理解と熱意のある方なら、性別、資格等は問いません。

- ◇ 依頼会員 0歳から小学6年生までの子どもを預かってほしい人。
- ◇ 協力会員 健康で、保育に熱意があり、自宅で子どもを預かることができる人。
- ◇ 両方会員 預けたり預かったりの両方を兼ねてできる人。

助けてもらった人は感謝の気持ちをおしまずに協力してくれた人に伝えましょう。

2. 援助活動の内容

ファミリーサポートセンターで行う援助は、一時的でかつ短時間、軽易なものです。

- ◇ 保育施設の保育開始前および保育終了後の預かり
- ◇ 保育施設までの送迎
- ◇ 留守家庭児童育成クラブ終了後、学校の放課後の預かり
- ◇ 冠婚葬祭、買い物等外出時の預かり
- ◇ その他、会員の仕事や育児のために必要な援助

※子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅において行います。

活動は早朝、夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊は行いません。

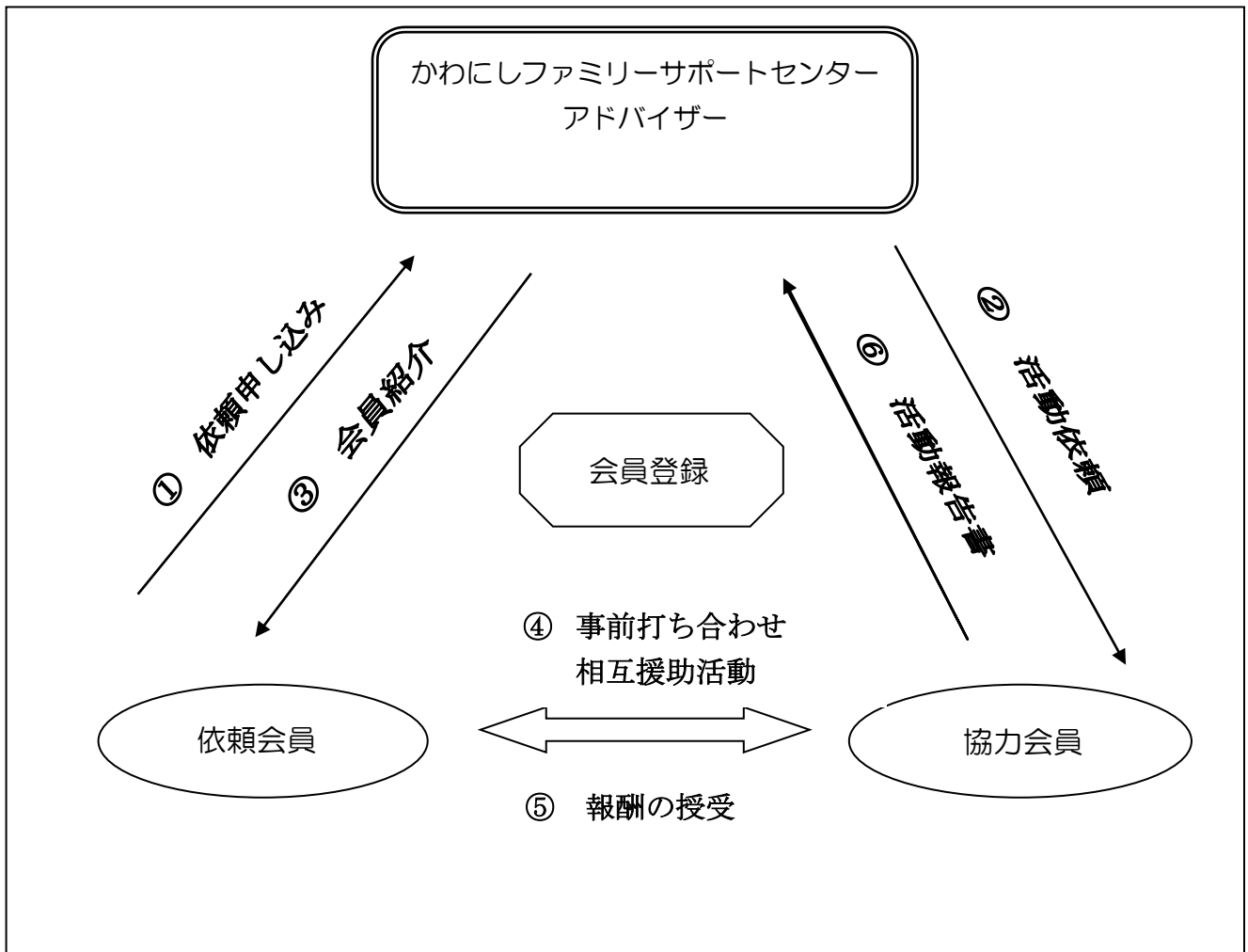
通常一対一での保育が基本となりますが、兄弟姉妹での利用の場合はその限りではありません。

※病児保育は行っていません。

3. 相互援助活動のしくみ

センターのアドバイザーを介して会員同士が出会い、その中で相互援助活動が行われます。

- | | |
|--------|--|
| アドバイザー | <ul style="list-style-type: none">・ 援助活動の調整・ 会員の募集・登録・相談・ 講習会、交流会の開催・ 広報活動・ サブリーダーとの連絡調整 |
| サブリーダー | <ul style="list-style-type: none">・ 地域会員の総括・ アドバイザーとの連絡調整 |



4. 援助が必要になったら

1. センターに電話します。
2. アドバイザーは協力会員に連絡します。
3. アドバイザーは協力会員を、依頼会員に紹介します。
4. 依頼会員は協力会員と、依頼内容、時間、場所など十分に事前打ち合わせをして、子どもを預けます。(別表①)
5. 協力会員は、援助活動終了後「活動報告書」に記入し、依頼会員の確認印をもらいます。依頼会員は規定の報酬及び食事代、交通費等の実費を支払います。
6. 協力会員は活動報告書(別表②)を翌月の5日までに必ずセンターに提出します。

※キャンセルの場合は、依頼会員から協力会員とセンターの両方に速やかに連絡してください。

突発的な依頼については可能な限り対応しますが、協力会員の調整が見つからないことがあります。依頼の申込はできるだけ早めをお願いします。

センターが休所時・緊急時は、市役所守衛室(072-740-1111)に連絡をお願いします。

5. 報酬の基準

活 動 日	1時間当たりの報酬額
月曜日から金曜日まで (午前7時から午後9時まで)	800円
土曜日・日曜日・祝日	900円
時間延長の場合	30分以内 報酬額の半額 30分を超え1時間まで 1時間の報酬額
当日の取り消し	1時間サポート依頼時 400円 1時間30分以上は800円(上限) 但し、警報発令時で取り消しの連絡 があった場合は無料
無断取り消し	報酬額の全額

- ◇ 援助に必要なものは、依頼会員が用意してください。
交通費、食事(ミルク)代、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払います。
交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とし、自家用車を利用した場合はガソリン代として、実費相当額を支払ってください。

センターでは、送迎活動時に必要なチャイルドベスト・シートを用意しております。

活動時に必要な時をご相談ください。(ただし、数に限りがありますので可能であれば依頼者が用意してください。)

6. 会員の心得 ～お互いが気持ちよく活動するために～

1. かわにしファミリーサポートセンターの活動の趣旨と決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。
3. 会員証は常時携帯し、請求があったときは提示してください。
4. 約束した時間は必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
5. センターへの連絡なしに、会員同士で活動の交渉を行わないでください。
センターを通さない活動については、補償保険は適用されません。
6. 事前打ち合わせは、指定の用紙にそって必ず行ってください。
7. 安全チェックリストにより常に子どもの安全を確認してください。

相互援助活動はお互いの信頼関係により成りたっています。
時間や決まり事をお互いが守ることにより、安心して活動ができます。
また事前打ち合わせは、お互いを理解する事も目的のひとつとしています。
事務的にならず、打ち合わせ時間は十分にゆとりをもって！

依頼会員へ

- ◇ 依頼した援助内容以外のことは要求しないでください。
- ◇ 活動終了後定められた報酬を協力会員に渡してください。

協力会員へ

- ◇ 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ◇ 活動終了後は活動報告書を作成しセンターに提出してください。
(活動報告書の提出がないものについては補償保険は適用されません。)

～ファミリーサポートセンターの活動について～

センターの円滑な運営のために事業の趣旨をご理解いただき、活動していただきますようお願いいたします。

① センターについて

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、センターが仲介して会員同士で支えあう会員組織です。

② 報酬について

報酬は援助に対するお礼の気持ちというもので、お金でサービスを買うというものではありません。依頼会員と協力会員が同等の立場で、お互いに協力しながら、子どもにとって望ましい育児をする共同作業という認識が大切です。

③ 準委任契約について

相互援助活動は、依頼会員と協力会員による「準委任契約」に基づくものです。つまり、依頼会員と協力会員の主体的合意と責任のもとに実施されるものですから、基本的には報酬額、支払い方法など、当事者間で取り決められるところですが、会員同士によるトラブルや事故も予想されます。そこで、センターではルールを決め、そのルールに基づき活動してもらっています。

④ 事故について

「準委任契約」に基づく考え方は事故についても同じです。相互援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において解決することとなっており、センターが責任を負うものではありませんが、会員の負担軽減のため、センターでは「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入し、起こった事故についてはその保険で対応しています。手続きはセンターを通して行われ、事故が発生した場合にセンターは円滑な解決に向けて会員間の連絡・調整を行います。

ただし、対象となるのは「傷害保険」「賠償責任保険」のため、全てを補償するものではありません。安全に子どもを預かることを第一に考え、会員同士のトラブルや事故を避けるために、当事者間で事前に十分な打ち合わせを行い、共通の認識を持って相互援助活動を行うことが必要です。

⑤ 自家用自動車の使用について

原則は、地域の中で徒歩又は公共交通機関等を利用した活動を行ってもらっていますが「公共交通機関が少ない」「距離がある」「雨の日に使用したい」など、自家用自動車の使用を会員が希望し、必要があるときは使用することができます。

ただし、補償保険には下記の通り制限があり、協力会員の負担があります。

使用については、十分な検討をお願いします。

【補償保険の適用について】

- 「傷害保険」 → 協力会員や依頼会員の子どものケガは適用されます。
- ×「賠償責任保険」 → センターの保険には自動車保険は組み込まれていないため適用されません。よって、事故の相手方のケガの補償や車などの物損の補償、協力会員の車の修理の補償も適用されません。協力会員が加入している自動車保険での対応となります。

7. 補償保険について

万が一の事故に備えて、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童傷害保険」の3つの保険に加入することになります。(センターが加入しますので、個人負担はありません。)

会員傷害保険

事由	補償額	備考
死亡	500万	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20万～500万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術保険金	3000円×10倍 (入院中の手術) 又は5倍(入院中 以外の手術)	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

事由	補償額(限度額)
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円

※その他初期対応、見舞金等の補償があります。

依頼子供傷害保険

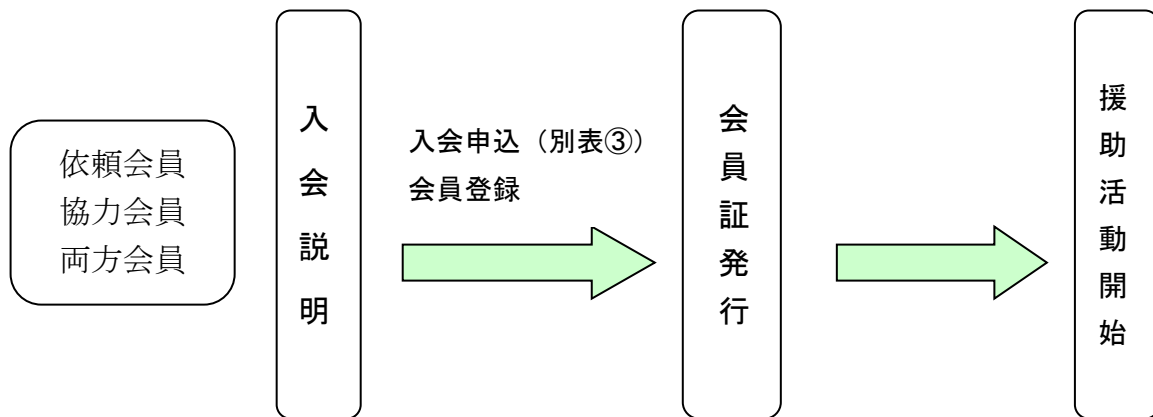
事由	補償額(限度額)	備考
死亡	300万	事故日より180日以内の死後遺亡
後遺障害	程度により 12万～300万	事故日より180日以内の障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術保険金	3000円×10倍 (入院中の手術) 又は5倍(入院中 以外の手術)	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

8. センター行事について

センターでは、保育面での知識の向上や、会員間の親睦を深めるため、講習会と交流会を定期的に開催しています。

- <講習会> 年に4・5回開催。(協力・両方会員対象)
年1回以上講習を受講してください。
- <安全講習> 2ヶ月に1回開催。(協力・両方会員対象)
主に現在活動中の会員さん、これから活動をしていただく会員さん対象。
1回は受講してください。
- <ステップアップ研修>年2回開催。(協力・両方会員対象)
- <交流会> 会員の親睦をはかることや、意見交換の場として交流会を年に2回開催。
ご家族で参加してください。(全会員対象)

9. 入会手続き



※ 登録・活動に関することはセンターにご相談ください。

会員さんからのメッセージ

一緒に子育てを

依頼会員

保育園に通っていた頃は 19 時まで預かってもらえたので助かりましたが、小学校の学童保育は延長でも 18 時 30 分までしか預かってもらえないため、お迎えに間に合わないのでしょうか悩みました。そんな時に友人からファミリーサポートセンターを紹介してもらい、依頼会員に登録しました。幸いにもすぐにサポートセンターから連絡があり、現在お世話になっている協力会員 A さんを紹介していただきました。

A さんはご自身も子育て中とのこと。そして、偶然にも子どもの習い事が一緒だったので何かご縁を感じました。小学校までお迎えに行ってもらって A さんのお宅で面倒を見て頂く日もありますし、習い事の場所まで送って頂くこともあります。時には、実家へ送って頂くことも。子どもに関して気になった点、あるいは学童の先生から何か言われたことなどはメールですぐに連絡して下さるので、とても助かっています。

一番嬉しいことは、A さんのお子様と私の子どもが仲良くなったことでしょうか。

お宅で預かって頂いている時は、外で遊んだり、室内で仲良く過ごしたりしていると聞いています。また、A さんの子どもへの接し方がとても素敵なので、私もあんな風に子育てができればなぁと参考になることも。サポートしていただいているというよりは、一緒に子育てをしていただいているような、そんな気持ちです。素敵の方に出会えて親子共に感謝しています。これから、お互いの子供の成長を一緒に見守っていきましょうね。

活動を通して・・・

協力会員

平成 14 年に協力会員として登録し、少しずつですが活動をさせて頂いています。私がサポートを通して心がけていることは、活動中の安全です。お子さんを預かってからサポートの終了までを怪我なく、無事に終えるということです。車で送迎が多いため、特に安全運転には気をつけています。サポートが終わるとホッとするのは、知らず知らずに緊張しているからかも。もう一つは、お母さんが一生懸命働いていることを子どもの理解できる範囲でいいので伝えたいと思っています。「どうしてお迎えがママじゃないの?」と聞かれた時は、こう答えています。「〇〇ちゃんのためにママ頑張っているからだよ」と。共働きが当たり前の世の中で、働くお母さんにとっては子どもの送迎や預かりをどうするのが大きな問題になってきます。ほんの 30 分預かってほしい、残業になったからお迎えに行ってもらいたいなど、ちょっとしたことをお願いできる場がファミサポだと思っています。また、依頼会員と協力会員との信頼関係の上に成り立っているのがファミサポ。今後もファミサポに関わり、少しばかりの子育て経験でお手伝いのできるのであれば、私にとって大変嬉しいことです。同時にお母さん方にとって、このファミサポがあって良かったと思っていただけているのなら、私のやりがいになります。これからも子育て応援隊として頑張りますので、よろしくお願いします。

お問い合わせ・お申込み

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会
かわにしファミリーサポートセンター

〒666-0017 兵庫県川西市火打1丁目12番16号

キセラ川西プラザ 福祉棟1階

TEL 072-740-6800 FAX 072-759-5203

E-mail famisapo@k-shakyo.or.jp

開所時間 9:00~17:30 (月~金)

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。